

# とやまジビエ需要拡大事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

富山県では、イノシシ等による農作物被害防止対策の一つとして、捕獲の強化に取り組んでいます。

そうした中、捕獲したイノシシ等の有効活用を促進するため、とやまジビエの振興に取り組んできましたが、豚熱の影響による国の自粛要請を受けて、県内のイノシシ肉の出荷が停止されていたところでした。

この度、豚熱陰性が確認されたイノシシのジビエ利用を可能とする仕組みを整備したことから、流通が再開されるにあたり、飲食店等での提供拡大に向けた活動や、消費拡大に向けた一般消費者へのPRを行うこと等により、とやまジビエの需要拡大を図るものとします。

※とやまジビエとは、富山県内で捕獲されたイノシシ等を「富山県獣肉の衛生管理及び品質確保に関するガイドライン」に準拠して処理した食用となる野生鳥獣肉のこと。

## 2 委託業務の概要

とやまジビエ需要拡大事業業務委託仕様書（別紙）のとおり。

## 3 委託期間

契約締結日から令和4年3月18日まで（予定）

## 4 委託費上限額

金4,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記委託費上限額は、契約時の予定額を示すものではありません。

## 5 委託業者選定方法

提出書類及びプレゼンテーションの内容を県において審査し、委託候補者を選定します。

## 6 参加資格

- (1) 富山県内で行う打ち合わせに常時参加できる体制をとれる者であること。
- (2) 提案内容を確実に遂行できる十分な体制であること。
- (3) ジビエの普及に関する取組みに理解があること。
- (4) プロポーザルへの参加に必要な諸手続に遺漏がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団と関係がないこと。

## 7 プロポーザルの参加申込み及び質問

- (1) プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加申込書（様式1）をFAXにて、令和3年6月30日（水）17時までに提出してください。  
（必ず電話で着信の確認を行うこと。）
- (2) 質問は、令和3年6月30日（水）17時までFAXにて受け付けます。なお、質問に対する回答については、全ての参加者に通知します。  
（様式は任意とし、電話及び口頭による質問の受付は行いません。）

## 8 企画提案書等の提出及びプレゼンテーション

プロポーザルへの参加の申込みを行った業者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

なお、企画提案書等の作成及び今回の応募に係る一切の費用はすべて参加者の負担とします。

### (1) 提出書類

- ・ 次の①～④の書類をセットにして、8部提出すること。
- ・ 参加業者1社につき、1案の提出とすること。
- ・ 提出書類等は、すべてA4版に統一すること。
- ・ ①～③の書類の様式は、任意とする。
- ・ なお、提出書類の返却は行わない。

①企画提案書：事業内容、スケジュール、工夫点などを具体的に記載すること。

②経費見積書：本要領4の金額の範囲内で、積み上げて記載すること。

③業務の実施体制

④会社概要及び近年の業務実績がわかるもの（様式2）

### (2) 提出期限 令和3年7月7日（水）17時必着（持参又は郵送）

### (3) プレゼンテーション

次のとおり、参加者によるプレゼンテーションを実施します。

①日時：令和3年7月12日（月）午後

※詳細な時間は参加者へ後日個別に連絡します。

②場所：富山県民会館（予定）

③進め方

- ・ プレゼンテーションは、参加申込み順で実施します。
- ・ 他の参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできません。
- ・ 所要時間：1社あたり20分程度（説明15分、質疑応答5分）を想定していますが、参加者数によっては変更となる場合があります。
- ・ 出席者：1社あたり2名までとします。
- ・ 説明方法：パソコン等の機材は使用せず、提出した企画提案書を使って説明してください。

## 9 審査及び結果通知

### (1) 審査

提出書類及びプレゼンテーションの内容を、以下の基準に基づき審査します。

項目	内容
実施体制	事業を円滑かつ確実に実施できる体制、能力を有しているか
提案内容	事業の趣旨に沿っているか
	実現性の高い内容であるか
	スケジュールは適切であるか
事業費	効果的に実施するための独自の提案、工夫がなされているか 経費の内訳が妥当なものとなっているか

## (2) 採否の通知

プロポーザルの審査結果は、参加者に後日（7月中旬）、書面で採否のみ通知します。なお、審査結果に対する異議申立には応じません。

## 10 契約の方法等

選定業者と県は、企画提案の内容をもとに、実施内容の詳細や業務履行に必要な具体的な条件などの協議を行い、双方合意のうえ、契約を締結します。

したがって、締結する契約書に添付する仕様書は、委託業務の内容が追加・変更される場合があります。

## 11 提出先・問合せ先

富山県農林水産部 農村振興課 中山間農業振興班  
〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル  
TEL：076-444-9011  
FAX：076-444-4427

## とやまジビエ需要拡大事業業務委託仕様書

## 1 趣旨

富山県では、イノシシ等による農作物被害防止対策の一つとして、捕獲の強化に取り組んでいる。

そうした中、捕獲したイノシシ等の有効活用を促進するため、とやまジビエの振興に取り組んできたが、豚熱の影響による国の自粛要請を受けて、県内のイノシシ肉の出荷が停止されていたところである。

この度、豚熱陰性が確認されたイノシシのジビエ利用を可能とする仕組みを整備したことから、流通が再開されるにあたり、飲食店等での提供拡大に向けた活動や、消費拡大に向けた一般消費者へのPRを行うこと等により、とやまジビエの需要を拡大することを目的とする。

※とやまジビエとは、富山県内で捕獲されたイノシシ等を「富山県獣肉の衛生管理及び品質確保に関するガイドライン」に準拠して処理した食用となる野生鳥獣肉のこと。

## 2 委託業務の内容

## (1) 飲食店等での提供拡大に向けた活動

とやまジビエを取り扱う飲食店の増加につながる取組みの実施

【例】調理方法の周知、飲食店と処理施設とのマッチング、飲食店事業者を対象とした試食会の実施、処理施設で実施している衛生管理のPR等

※上記は例であり、提案内容を拘束するものではない。

【参考】令和2年度に実施した飲食店事業者へのジビエ利用意向調査では、ジビエを普及するための主な課題として以下の項目が挙げられた。

・衛生面で不安がある ・食べる機会が少ない ・臭みがあるイメージがある ・コストがかかる ・認知度の向上 等

## (2) 消費拡大に向けた一般消費者へのPR及びブランド化に向けた取組み

イノシシ肉の流通再開に際し、安全安心なとやまジビエの消費拡大につながるPR及びとやまジビエ認知度向上のためのブランド化に向けた取組みの実施

【例】ジビエに特化したイベント等の企画・運営、ブランド化のためのロゴマークの作成 等

※上記は例であり、提案内容を拘束するものではない。

## (3) 食のイベントでのPR

「越中食の王国フェスタ 2021～秋の陣～」へ出展しとやまジビエのPRを実施

## (4) その他、とやまジビエの販路開拓や消費拡大につながる取組み

## 3 成果物

(1) 業務完了後、実績報告書及び動画データを収録した記録媒体（DVD等）を提出する。

(2) 委託業務により製作したPR資材、データ、写真、イラスト、文書等の著作権（著作権法第21条から28条に定める全ての権利を含む）は、県に帰属するものとする。

#### 4 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたり、下記の県のホームページに掲載されている過年度に作成したジビエのPR資材（ガイドブック、レシピブック、調理動画等）を活用することは可能とする。  
<https://www.pref.toyama.jp/1605/kurashi/seikatsu/shokuseikatsu/kj00012862/index.html>
- (2) 不特定多数の者を対象としたポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は委託費の対象外とし、本業務の実施に必要な場合は、事前に県と協議すること。
- (3) 本業務における製作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- (4) 本業務の実施にあたり、届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。

#### 5 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、県と協議のうえ対応すること。
- (2) 今後、新型コロナウイルスの感染状況により、業務内容の縮小などの見直しが生ずる場合があるので、あらかじめ留意すること。